

令7年度第1回墨田区障害者施策推進協議会

日 時 令和7年8月1日（金）
午前10時00分から11時00分まで
場 所 すみだりバーサイドホール1階会議室

次第

1 開 会

2 議 題

墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害者行動計画、墨田区障害福祉計画、墨田区障害児福祉計画）の令和6年度事業実績、令和7年度事業計画について

3 区からの報告

- （1）計画策定に向けた調査と検討体制について
- （2）墨田区地域自立支援協議会について

4 情報共有・意見交換等

5 閉 会

【配布資料】

<事前送付分>

- （1）「墨田区障害者行動計画」「墨田区障害福祉計画」「墨田区障害児福祉計画」令和6年度実績報告、令和7年度事業計画（概要版）
- （2）「墨田区障害者行動計画」令和6年度実績報告、令和7年度事業計画
- （3）「墨田区障害福祉計画」「墨田区障害児福祉計画」令和6年度実績報告、令和7年度事業計画

<当日配布分>

- 資料1 委員名簿
- 資料2 墨田区障害者施策推進協議会について
- 資料3 墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱
- 資料4 事前質問への回答
- 資料5 計画策定に向けた調査と検討体制について
- 資料6 令和7年度墨田区障害者地域自立支援協議会報告

墨田区障害者施策推進協議会委員名簿

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

	氏 名	所 属 等	任 期
障害者団体等の代表者	庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会	7.6.1～9.5.31
	三 宅 裕	〃	7.6.1～9.5.31
	浅 岡 ミサ子	〃	7.6.1～9.5.31
	串 間 輝 幸	〃	7.6.1～9.5.31
	菊 池 昌 子	〃	7.6.1～9.5.31
	三 浦 八重子	〃	7.6.1～9.5.31
	八 代 純 子	墨田区知的障害者相談員	7.6.1～9.5.31
	小久保 明	墨田区身体障害者相談員	7.6.1～9.5.31
学識経験者等	鎌 形 由美子	墨田区社会福祉協議会	7.6.1～9.5.31
	原 口 春 美	墨田区民生委員・児童委員協議会	7.6.1～9.5.31
	塩 塚 靖 基	障害福祉サービス事業者	7.6.1～9.5.31
区議会議員	加 藤 ひろき	墨田区議会議員	7.6.1～9.5.31
	小 林 しょう	〃	7.6.1～9.5.31
	たかはしのりこ	〃	7.6.1～9.5.31
	遠 藤 ミホ	〃	7.6.1～9.5.31
	井 上 ノエミ	〃	7.6.1～9.5.31
	甲 斐 まりこ	〃	7.6.1～9.5.31
関係行政機関の職員	深 谷 純 一	東京都立墨田特別支援学校長	7.6.1～9.5.31
	小 出 和 正	特別支援学級設置中学校代表 (墨田中学校長)	7.6.1～9.5.31
	金 内 波 子	墨田公共職業安定所 雇用開発部長	7.6.1～9.5.31
	渡 瀬 博 俊	墨田区保健所長	7.6.1～9.5.31

(敬称略)

墨田区障害者施策推進協議会について

1 協議会の位置づけ

- ① 法的根拠…障害者基本法第36条第4項に基づく合議機関
- ② 設置根拠…墨田区附属機関の設置に関する条例

2 協議事項

- ① 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。
- ② 墨田区障害者行動計画の策定に関すること。
- ③ 墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。
- ④ その他区長が必要と認める事項

■ 墨田区障害者行動計画

1 計画の位置づけ

- ① 法的根拠…障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
- ② 各計画との関係…「墨田区基本計画」「墨田区地域福祉計画」と整合を保ち策定

2 計画期間

第6期…令和6年度～8年度

3 計画の内容

本区における障害者のための施策に関する基本的な計画

■ 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画

1 計画の位置づけ

- ① 法的根拠…障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画
児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画
- ② 各計画との関係…「墨田区基本計画」「墨田区地域福祉計画」と整合を保ち、
「墨田区障害者行動計画」と一体的に策定

2 計画期間

現行：墨田区障害福祉計画【第7期】…令和6年度～8年度

墨田区障害児福祉計画【第3期】…令和6年度～8年度

3 計画の内容

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービス等の必要量の見込みとその確保方策等を定めます。

○墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱

昭和 57 年 4 月 10 日

57 墨厚厚発第 178 号

改正 平成 6 年 3 月 31 日 5 墨厚厚第 846 号

平成 12 年 4 月 1 日 11 墨厚厚第 781 号

平成 13 年 6 月 1 日 13 墨福厚第 196 号

平成 15 年 3 月 17 日 14 墨福厚第 651 号

平成 20 年 5 月 14 日 20 墨福障第 143 号

平成 25 年 4 月 1 日 25 墨福障第 431 号

平成 30 年 3 月 29 日 29 墨福障第 2275 号

令和 3 年 3 月 23 日 2 墨福障第 2634 号

(趣旨)

第 1 条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定に当たり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 25 年墨田区条例第 5 号）により設置した墨田区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 推進協議会は、委員 22 人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験を有する者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(会長等)

第 3 条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。

3 会長は、会議を主宰し、総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。
- (2) 墨田区障害者行動計画の策定に関すること。
- (3) 墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更に関する
と。
- (4) その他区長が必要と認める事項
(招集)

第5条 推進協議会は、区長が招集する。

(書面及びオンラインによる協議)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合において、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）による協議（以下「書面会議」という。）又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による協議（以下「オンライン会議」という。）を行うことができる。

- (1) 重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生し、推進協議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるとき。
- (2) 効率的かつ効果的な推進協議会の運営の観点から、特に必要と認めるとき。

2 書面会議又はオンライン会議を行った場合における第7条の規定の適用については、書面会議にあつては協議事項に係る意見等を記した書面を提出した者を、オンライン会議にあつては当該会議に参加した者を、それぞれ出席したものとみなす。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

令 7 年度第 1 回墨田区障害者施策推進協議会 事前質問（8 件）

質問 1 行動援護に関して（障害福祉計画（実績報告・事業計画）p. 4）

備考欄の児童 2 名に対し時間数 41.5 時間で 1 人平均 20 時間程度、成人は 1 人平均 40 時間程度であり、本校在籍児童・生徒の状況から鑑みサービス量が不足している可能性がある。

利用者のニーズをどのように把握しているか、そのニーズに対してサービス量が適正であるかどうか、評価の過程に関する公表可能な範囲で情報の提供を希望する。

<質問 1 に対する回答>

児童の「行動援護」の対象となるには、調査項目（11 項目）の区分 1 から 3 に該当し、行動関連項目においても 10 点以上に該当する必要があります。

「行動援護」は、多様な用途に利用できるサービスですが、児童の場合、親等が養護者として身の回りの世話をするという前提から、具体的な本人状況を確認していく中で「行動援護」の利用に至らないケースが多いです。

「移動支援」については多くの児童が利用しており、補完的な役割を担っていると考えます。

（参考）「移動支援」 令和 7 年 3 月時点 サービス支給決定時間数 児童 136 人
3074.5 時間

質問 2 障害児相談支援に関して（障害福祉計画（実績報告・事業計画）p. 10）

第 7 期実績令和 6 年度（月平均）欄で 25 人分とあるが、本校在籍児童・生徒の増加や保護者から聞き取っている内容によると、相談支援を希望しても断られる場合があることから、サービス量が不足していると考えられる。

対象となる児童の人数に対し、相談の人数、セルフプランの人数、福祉サービスを利用していない人数、相談支援を断っている人数をどのように把握しているか、そのニーズに対してサービス量が適正であるかどうか、評価の過程に関する公表可能な範囲で情報の提供を希望する。

<質問 2 に対する回答>

「対象となる児童」ですが、児童通所支援の支給決定がある方（未就学児・就学児あわせて）という意味でお答えします。

- ・受給者数：約 1500 人
- ・セルフプラン率：9 割超
- ・相談支援利用率：1 割弱

相談支援については月間の時間数や日数といった支給量という概念はなく、区側でサービス量を決めているものではありませんが、年 3 回程度（当初計画策定、策定後モニタリング 2 回）の利用が多いです。ただ、相談支援事業所数は潤沢というわけではありませので、お聞き及びのとおり、なかなか事業所が見つからないケースがあると認識して

います。

なお、相談支援の利用有無によって、児童通所支援の支給日数の基準が変わるわけではありません。

質問3 基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化

(障害福祉計画(実績報告・事業計画) p.13)

第7期実績令和6年度の専門的な児童・助言において、本校在籍児童・生徒の保護者から聞き取っている内容によると、相談に対し行政の担当者の紹介を受けたことが専門的な指導・助言の提供と捉えていないと受け止められている。

実績のうち相談の件数の内訳(全て件数に計上しているのか、計上していない軽微な相談がどのような内容で件数はどうか、等)、類型された相談内容等、公表可能な範囲での情報提供を希望する。

<質問3に対する回答>

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の実績につきましては内訳は全ての件数の計上ではなく、相談支援事業者からの相談を受け専門的な指導・助言を行った件数を計上しています。

事業者からの相談内容としては、福祉サービスの利用、関係機関調整・連携協力体制づくり等が主な相談内容です。

令和6年度墨田区基幹相談支援センター全体相談の内訳につきましては、令和7年度第1回「墨田地域自立支援協議会」にて報告をしています。(全体の相談延べ件数は571件となっています)

質問4 施設入所支援について

(障害福祉計画(実績報告・事業計画) p.9)

令和7年3月の実績数は知的障害者152人となっており、ほとんどを占めています。知的障害の子を持つ親は高齢になっても自分自身の高齢者サービスも受けず、子供の世話をしています。限界がきて子供の面倒がみられなくなり、入所施設に入れる例をたくさん見てきました。墨田区内には入所施設はないので、地方の施設に入所することが多いと思います。差し支えなければ、入所希望の相談があった時、どこの県のなんという施設を紹介されているのか教えてください。

<質問4に対する回答>

東京都民が入所できる施設については、別添「知的障害者更生施設(入所)都外41か所」のとおりです。このほかに、全国には、社会福祉法人が運営する入所施設もあり、あわせて情報提供をしています。

質問5 実績の評価基準について

各計画の実績報告について、評価がすべて【A】となっています。指標・目標値が低く設定されているのではないのでしょうか。

例えば、「墨田区障害福祉計画」では、サービス量が適正に確保されているとして、見込み量内の実績、見込みを上回る実績どちらも【A】評価となっています。事業をより良く改善するためには、利用者のニーズ調査や実態調査等によるサービス内容としての評価も必要ではないかと思いますがその点はどのように評価しているのでしょうか。

＜質問5に対する回答＞

今回、実績と見込み量に大きな差がでたサービスは「その他」評価としていますが、「遅れが生じている」ものではないと判断した場合は A 評価とさせていただきました。障害のある方の場合、利用者の人数が少人数で、一人の方の状況の変化で実績値に影響が大きくでる傾向があります。

なお、今期の計画は令和5年度に策定していますので、4年度までの実績の推移を参考とし、コロナ禍の影響を加味しながら、国が示したマニュアルに沿って見込み量を設定しています。今回配布しました計画冊子には、過去の実績も記載がありますので、ご確認ください。

ご指摘のとおり、実績と設定した見込み量の比較だけではなく、見込み量が十分に利用者のニーズを反映させたものかについても、実績の評価として重要と考えます。次期の計画策定に向けた調査の実施にあたって、調査結果を見込み量の設定等に反映できるよう検討を行っていきます。

※【A 評価：計画どおり進んでいる場合】【B 評価：計画に遅れが生じている場合】【その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等】の評価基準は福祉部の他の計画と共通となっています。

質問6 保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施について

(障害者行動計画（実績報告・事業計画）p.2)

「墨田区障害者行動計画」2 頁、保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施について、R6 年度実績では、保育園 700 回、私立幼稚園 21 回となっていますが、1 園につき年間何回、1 回につき何時間派遣されているのでしょうか。さらに、どのように心理相談員が活用されているのか、また支援に繋がった具体例等があれば教えてください。

＜質問6に対する回答＞

Q. 1園につき年間何回か

A. 各園の障害児の人数により回数を決めているため、園によって差があります。最少で6回、最大で12回です。

Q. 1回につき何時間派遣されているか

A. 実働6時間です。(勤務シフトは、9:00～15:00) 実際には、昼休憩45分がプラスされていると思います。)

実際の出勤・退勤時間は園の状況によって若干の違いがあります。

Q. どのように心理相談員が活用されているのか

A. 午前中は、対象児の様子や保育士の対応を見てもらい、午後に担任を中心に、職員にアドバイスをもらいます。希望があれば保護者との面談も行い、直接相談に対応してもらうこともあります。心理相談員の専門的な知見は、職員だけでなく保護者にも参考になることが多く、療育機関の通所に繋がったケースもあります。

Q. 支援に繋がった具体例等

A. 担任から集団の中での子どもの様子や、園で個別に支援している内容を保護者に伝えると共に、心理相談員に自分たちの保育内容や支援が適切か、より効果的な支援の手立てがあるかを、相談したいと保護者に提案しました。(園には定期的に心理相談員が巡回していることを周知し、職員が保育の手立てのアドバイスを受けていること、保護者も相談できることを園だより等に明記し、保護者会でも伝えていました。)

保護者もアドバイスの内容を聞けることを伝えたと、希望されたので同席してもらいました。担任と一緒に子どもの困り感や、具体的な対応、早期に療育での専門的な支援を受けることの効果等を聞き、その後療育機関に通所することになりました。

担任からでは、半信半疑だったことも専門家からの意見によって、受け止めることができ、子どものために一歩踏み出すことができました。

その後も、療育機関への通所は継続し、家庭での子どもへのかかわり方も変わり、子どもの成長につながりました。

質問7 グループホームの水害対策について

重度身体障害者対象のグループホームについて伺います。水が発生した場合には2階も浸水する可能性があります。新しく建築物を作る場合には水害の可能性を十分考慮して設計・建築する必要があると考えます。グループホームは水害対策についてどのような対策が取られたのか伺います。

＜質問7に対する回答＞

ハザードマップの浸水想定図から、建物の1階の高さを高くする設計を行っています。また、水害時避難確保計画の作成対象施設となることから作成に向けて、事業者が検討を行っています

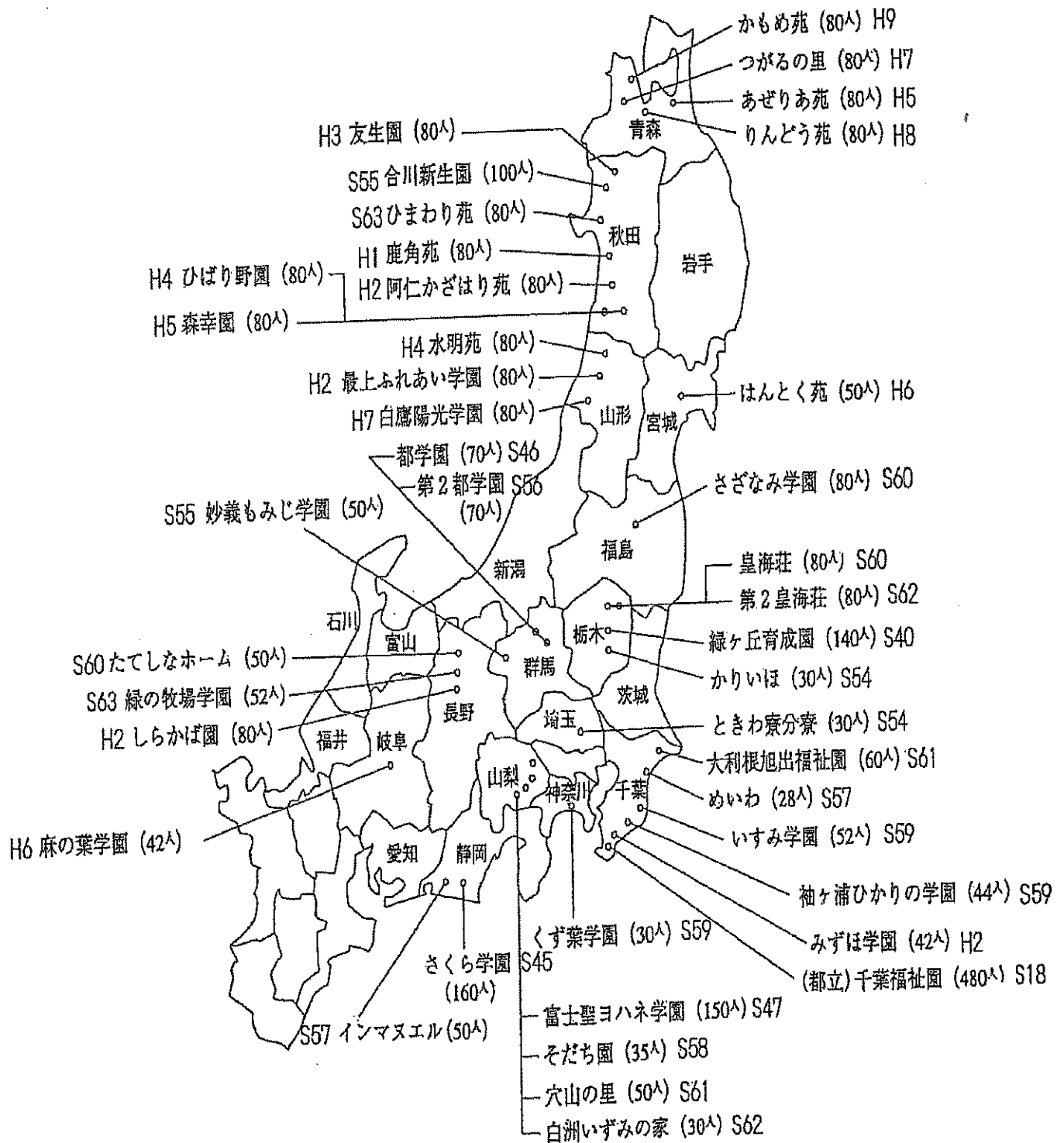
質問 8 入所施設に関して

東京都の助成金による入所施設の整備が都内では進んでいますが、墨田区には重度の障害者が独立して生活できるための入所施設がまだありません。障害者の家族の方から墨田区にも入所施設を欲しいという要望があります。是非、墨田区も東京都に要望してもらいたいと考えますが、見解を伺います。

<質問 8 に対する回答>

次期計画策定に向けたニーズ調査で居住系施設に関する調査項目を設け、ニーズ等を把握します。

知的障害者更生施設（入所）都外 41 か所



原図：H12 発行 重度知的障害者の自立支援に向けた入所施設
 重度知的障害者施設整備基本構想検討協議会

「障害福祉総合計画」次期策定に向けた調査と検討体制について

1 策定に向けた調査について

調査概要…資料 5－1 のとおり

2 墨田区障害者施策推進協議会の学識経験者委員について

「障害福祉総合計画」の策定と計画に基づく障害者施策の推進に関すること
を協議する本協議会については、豊富な経験や専門知識を持つ大学教授の委員
の登用を検討してきました。

次期計画策定を行う令和 8 年度（4 月 1 日）から、山梨県立大学人間福祉学
部 柳田正明教授に委員を委嘱させていただく予定です。

<柳田正明教授 その他の委員等>

墨田区地域自立支援協議会 会長、墨田区障害者審査会 委員、
山梨県障害者施策推進委員会 会長、新宿区障害者施策推進協議会 委員 等

3 墨田区障害者施策推進協議会 委員の任期について

「障害福祉総合計画」の計画期間が 3 か年であることから、今期の任期終了
後の令和 9 年度から始まる任期については 11 年度までの 3 年とさせていた
だくため、要綱改正を行いたいと考えています。

なお、墨田区地域自立支援協議会は今期から任期を 2 年から 3 年に変更して
います。

障害福祉総合計画に係るニーズ調査等について

1 目的

「墨田区障害者行動計画」、「墨田区障害福祉計画」、「墨田区障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定する「墨田区障害福祉総合計画」(令和9～令和11年度)に係るニーズ調査を行う。

当該調査は、区内の障害児・者の生活実態や障害福祉サービス等に対する意見・要望等、障害児・者の現状と、国から示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいたニーズの把握等を目的に行う。

2 調査概要

(1)障害者(児)調査

以下の表のとおり、対象者から無作為抽出で調査票を発送する。(回収率 50%程度を想定)

	対象者数(人)	調査発送数(予定)	
身体障害	約 7,500	900	手帳所持者数
知的障害	約 1,800	400	手帳所持者数
精神障害	約 6,000	800	手帳所持者数(約1,600)、自立支援医療受給者数(約5,200) ※ここから重複者除く
難病	約 3,000	500	難病医療費等助成制度認定者数
児童	約 1,500	400	児童通所支援の利用者
合計	約 19,800	3,000	

(2)事業所調査 約120事業所 (3)医療的ケア児(者)調査 約100人

※強度行動障害に関する事項についても、ニーズ調査に盛り込む予定です。

3 調査期間

令和7年11月頃(2週間程度を予定)

4 前計画改定の調査との比較

	前計画期間	今回 7年度
調査件数	①事業所経由 561件 ※1 (回答417件、回収率74%) ②無作為抽出 500件 (回答280件、回収率56%)	無作為抽出 3,000件
調査 カテゴリー	①身体・知的・精神障害が中心 ②身体・知的障害手帳所持者 ※2	身体・知的・精神障害、難病患者、18歳以下の児童の保護者
調査・ 結果報告時期	計画策定の前年度2～3月に調査 →計画策定年度8月協議会で報告	計画策定の前年度11月に調査 →3月末までに報告書作成

※1 就労継続支援 B 型、生活介護、就労移行支援、地域活動支援センター(主な種別→身体:123人・知的202人・精神208人 ※調査開始時点の人数)

※2 精神障害者保健福祉手帳は電子データでのリストがなかったため、事業所経由でのみ調査を行った。

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

あなた（宛名の方）の性別・年齢について

問2 あなたの性別に○をつけ、令和5年1月1日現在の満年齢をご記入ください。

障害や疾病の状況について

問3 (1) あなたがお持ちの障害者手帳と障害の程度などは次のうちどれですか。

(2) 主な障害の部位は次のうちどれですか。

問4 あなたは、障害福祉サービスの障害支援区分の認定を受けていますか。

相談について

問5 あなたが悩んでいること、または相談したいことを教えてください。

問6 あなたは、悩みや困ったことがあった場合、どなたに相談しますか。

住まいや暮らしについて

問7 (1) あなたは現在どのように生活していますか。

(2) 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

(3) 現在の住居の種類は次のうちどれですか。

問8 (1) あなたは将来、どのような生活を望みますか。

(2) 一人での生活を始める、または続けるための支援について、知っているものは次のうちどれですか。

(3) いつ頃から、グループホームや入所施設などで暮らしたいですか。

外出について

問9 あなたは、1週間にどのくらい外出しますか。

問10 あなたが外出したときに、困ることは何ですか。

働くことについて

問11 あなたの仕事の状況についてお聞きします。

(1) あなたは仕事をしていますか。

(2) あなたの主な働き方は次のうちどれですか。

(3) あなたの主な雇用形態は次のうちどれですか。

(4) あなたの平均的な一週間の就労日数を教えてください。

(5) あなたの平均的な一週間の労働時間を教えてください。

(6) 将来、一般就労（企業や官公庁で働くこと）を希望しますか。

(7) 一般就労したい理由は何ですか。

問12 仕事をするうえで困っていることはありますか。

問13 働いていない理由は何ですか。

日常生活での合理的配慮について

問14 (1) あなたは日常生活を送るうえで、障害の状況にあった配慮を受けられず困ることはありますか。

(2) 配慮を受けられず困るのは、どのような場所ですか。

(3) 配慮を受けられず困ったのは、具体的にどのような内容でしたか。

災害時の避難などについて

問15 (1) いざというときに、誰かの助けが必要ですか。

(2) いざというときに、あなたを助けてくれる人はいますか。

(3) いざというときに、あなたを助けてくれる人はどなたですか。

(4) いざというときに、誰の助けを借りたいですか。

問16 火事や地震などの災害時に困ることや不安に思うことは何ですか。

問17 (1) 医療的ケアに電源を必要とする機器を使用していますか。

(2) 医療的ケアに必要な電源を必要とする機器は次のうちどれですか。

(3) 停電に備えた蓄電池や発電機を持っていますか。

(4) 蓄電池や発電機を使用した時、問17(2)で選択した電源を必要とする機器はどのくらいの時間使用できますか。

問18 要介護認定や介護保険によるサービスについてお聞きします。

(1) あなたの要支援・要介護度は次のうちどれですか。

(2) あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。

障害福祉サービスなどの利用について

問19 以下のサービスの現在の利用状況について、あてはまる番号に○をつけてください。

障害のある方への福祉施策などについて

問20 墨田区の障害者施策を推進するうえで参考にさせていただくため、特に力を入れてほしい施策をお答えください。

自由意見

令和 7 年度墨田区障害者地域自立支援協議会報告

墨田区障害者地域自立支援協議会事務局

1 墨田区障害者地域自立支援協議会について

本協議会は、障害者及び障害児への支援体制の整備を図るため、障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、墨田区附属機関の設置に関する条例により設置されている。

令和 6 年 4 月 1 日には、障害者総合支援法改正を踏まえ、墨田区地域自立支援協議会設置要綱を改正しており、墨田区障害者施策推進協議会と連携をとることは変わらないが、墨田区障害福祉総合計画の策定等については、本協議会で協議するのではなく、墨田区障害者施策推進協議会からの意見聴取があった場合に協議し助言することとなった。

引き続き、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、社会資源の活用及び地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく。

- ・ 墨田区障害者地域自立支援協議会委員名簿 ・ ・ 別紙 1 のとおり
- ・ 墨田区地域自立支援協議会設置要綱 ・ ・ ・ ・ 別紙 2 のとおり

2 専門部会の設置

令和 7 年度に次の部会を設置する。

部会	任期	主な検討事項
精神部会	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	・ 区北部への地域活動支援センターの開設について ・ 地域移行支援事業の促進について
地域生活支援拠点部会	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	・ 地域生活支援拠点等の面的整備について ・ 登録制度について

3 令和 7 年度活動概要

墨田区障害者地域自立支援協議会の開催状況と主な協議予定

開催内容	日付	主な協議内容
本会 (第 1 回)	6 月 5 日	・ 墨田区障害施策の会議体の関係について ・ 各専門部会について（精神部会・地域生活支援拠点部会） ・ 事業者に対する適切な運営の指導等について ・ 墨田区基幹相談支援センター相談実績（令和 6 年度） ・ 事例検討 ・ 区内グループホームの定員状況について ・ 墨田区障害福祉総合計画に係るニーズ調査等について ・ 令和 7 年 6 月現時点での今後の施設建設予定について

開催内容	日付	主な協議内容
精神部会 (第1回)	7月11日	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の課題について ・地域移行支援（医療機関と地域の関係機関の連携について）
本会 (第2回)	12月25日 (予定)	[未定]
精神部会 (第2回)	1～2月頃	・地域活動支援センターⅠ型について ・自立生活体験事業について ・事例検討
地域生活支援拠点部会 (第1回)	時期未定	・地域生活支援拠点等の面的整備について ・登録制度について
本会 (第3回)	3月19日 (予定)	・墨田区地域自立支援協議会精神部会活動報告 ・墨田区地域自立支援協議会地域生活支援拠点部会活動報告

墨田区地域自立支援協議会委員
任期: 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

資料 6 - 1

NO	分野	所属	役職	氏名
1	学識経験者	山梨県立大学人間福祉部	教授	柳田 正明
2	医療	医療法人草思会	理事長	窪田 彰
3		一般社団法人 訪問看護ステーション協会墨田支部会	会長	椎名美恵子
4	障害者団体の代表・障害者等のその家族・当事者	墨田区障害者団体連合会	会長	庄司 道子
5		墨田区肢体障害者福祉協会	会長	三宅 裕
6		墨田区視覚障害者福祉協会	副会長	山中 登
7		墨田区聴覚障害者協会		篠木 修子
8		墨田区手をつなぐ親の会	副会長	折笠 春江
9		墨田区肢体不自由児者父母の会	会長	菊池 昌子
10		墨田区精神障害者家族会	会長	三浦 八重子
11	教育	都立墨東特別支援学校	副校長	吉田 朋之
12		都立墨田特別支援学校	校長	深谷 純一
13	雇用	墨田公共職業安定所 専門援助第二部門	統括職業指導官	川島 美津子
14		すみだ障害者就労支援総合センター 就労移行支援 就労定着支援 ゆめたまごすみだ	管理者	伊東 美奈子
15	障害福祉サービス等事業者	(福)墨田区社会福祉事業団 すみだ福祉保健センター	障害者支援部長	遠藤 稔
16		(株)ラックコーポレーション ヘルスケア事業部	統括部長	前田 輝和
17		特定非営利活動法人 とらいあんぐる	事務局長	河野 元毅
18		(福)墨田さんさん会	さんさんルーム管理者	武川 つつみ
19	相談支援事業所	らいふ十人会	所長	青柳 吉季
20		あしたば相談支援		崔 曙哲
21	民生委員児童委員	墨田区民生委員・児童委員協議会	第二地区会長	齋藤 正樹
22	社会福祉協議会	墨田区社会福祉協議会	事務局長	前田 恵子
23	行政(保健所)	墨田区保健所	保健衛生部長	渡瀬 博俊
24	行政	墨田区	福祉部長	浮田 康宏

墨田区地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 25 年墨田区条例第 5 号）により設置した墨田区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関等による相互の連絡及び連携に関すること。
- (2) 地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報共有に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた支援体制の整備に係る協議に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内をもって構成する。

- 2 協議会の委員は、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験を有する者並びに関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

(書面及びオンラインによる会議)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、協議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議(次項「書面会議」という。)及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による審議(次項「オンライン会議」という。)を発議することができる。

- 2 書面会議又はオンライン会議を行った場合においては、書面会議にあっては協議事項に係る意見等を記した書面を提出した者を、オンライン会議にあっては当該会議に参加した者を、それぞれ出席したものとみなす。

(専門部会)

第8条 所掌事項について専門的な協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、協議会の委員うちから、会長が指名する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を専門部会に出席させて意見を聴くことができる。
- 4 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 協議会の関係者は、正当な理由なく、協議会の運営上知り得た秘密及び個人情報情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。ただし、専門部会のうち、福祉部保健衛生担当に係る事項の庶務は、福祉部保健衛生担当保健予防課において処理する。

(意見の聴取等)

第11条 区長は、次に掲げる事項について、協議会の意見を聴き、又は協議会に報告を求めることができる。

- (1) 墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。